

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

規則

○東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則…

…(主税局税制部税制課)…

告示

○土地区画整理事業の事業計画の変更認可…

…(都市整備局市街地整備部区画整理課)…

○保安林の指定予定…(産業労働局農林水産部森林課)…

公告

○土地区画整理組合の理事の就任…

…(都市整備局市街地整備部区画整理課)…

規則

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和四年十月二十六日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二百十号

東京都都税条例施行規則の一部を改正する規則

則

東京都都税条例施行規則(昭和二十五年東京都規則第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第四十条の六第一項中「こえない」を「超えない」に、「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「東京手形交換所」を「東京都指定金融機関が加入している手形交換所」に改め、「代理交換委託者を含む。」を削り、「所在地の銀行」を「手形交換所加入銀行」に、「再委託銀行」を「東京都指定金融機関」に改め、同項第二号中「所在地の銀行」を「手形交換所加入銀行」に改め、同号(一)中「自己あて為替手形」を「自己宛為替手形」に改め、同号(二)中「引受」を「引受け」に改め、同条第二項中「都の公金の収納及び支払の事務を取り扱う銀行」を「東京都指定金融機関」に改める。

別記第三十二号様式(乙)その二中

提出法人	<input type="checkbox"/> 通算子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 通算子法人 <input type="checkbox"/> 通算親法人 <input type="checkbox"/> 通算親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 単体法人
提出区分	<input type="checkbox"/> 通算子法人となる法人が提出する場合 <input type="checkbox"/> 通算親法人となる法人が提出する場合 <input type="checkbox"/> 通算子法人となる法人が提出する場合 <input type="checkbox"/> 通算親法人となる法人が提出する場合

改める。

附則

1 この規則は、令和四年十一月四日から施行する。ただし

し、別記第三十二号様式(乙)その二の改正規定及び附則第三項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則による改正後の東京都都税条例施行規則第四十条の六第一項の規定は、この規則の施行の日以後に納付又は納入の委託を受ける有価証券について適用し、同日前に納付又は納入の委託を受けた有価証券については、なお従前の例による。

3 附則第一項ただし書に規定する改正規定の施行の際、同項ただし書に規定する改正規定による改正前の東京都都税条例施行規則別記第三十二号様式(乙)その二による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

告示

●東京都告示第千三百九十九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)第十条第一項の規定に基づき西東京市新町四丁目土地区画整理事業の事業計画の変更を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和四年十月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 施行者の氏名

下田 敬一

二 事業施行期間

令和三年十一月二十二日から令和五年十二月三十一日まで

三 施行地区

西東京市新町四丁目の一部

四 土地区画整理事業の名称

西東京市新町四丁目土地区画整理事業

五 事務所の所在地

西東京市泉町三丁目一番一号

六 施行認可の年月日

令和三年十一月二十二日

七 変更認可の年月日

令和四年十月二十六日

●東京都告示第千四百号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の

二第一項の規定により、次のように保安林の指定をする予定であるので告示する。

令和四年十月二十六日

東京都知事 小池 百合子

一 保安林予定森林の所在場所

三宅島三宅村伊ヶ谷一五番(次の図に示す部分に限る。)

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該

立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で

定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を東京都産業労働局農林水産部及び三宅村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

土地区画整理組合の理事の就任について

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第二十九条第一項の規定により清瀬市中清戸四丁目土地区画整理組合理事長職務代理小寺正から次に掲げる者が令和四年九月十三日付けで理事に就任した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

令和四年十月二十六日

東京都知事 小池 百合子

氏名 住 所

並木 一エ 清瀬市中清戸四丁目千九十四番地

発行 東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価 本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む。)

印刷所 勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

